中国「新常態」における対外開放政策 ～2017年の外資政策の動向と今後の展望～

みずほ銀行 中国営業推進部
調査役 王博（中国弁護士）
調査役 佐藤 直昭（現在、みずほ総合研究所 アジア調査部 中国室主任研究員）

王調査役

佐藤主任研究員

はじめに

2017年1月、中国・国務院は外資導入の促進を図ることを目的として、『対外開放を拡大し積極的に外資を利用することに関する若干の措置についての通達』（国発［2017］5号、以下、『5号通達』）を公布した。国務院が外資導入に関する指導意見を公布するのは2010年以来7年ぶり。2017年6月には外資の中国進出において重要な依拠となる『外商投資産業指導目録』を改正したほか、8月には国務院が『外資増加を促進することに関する若干の措置についての通達』（国発［2017］39号、以下、『39号通達』）を公布し、2017年において2度目となる外資導入促進に関する指導意見を発表した。さらに同年11月には米トランプ大統領と習近平総書記の首脳会談を受け、将来的に金融業などにおいて外資に対する規制を緩和する方針が示されるなど、2017年は外資導入促進に関する政策や政府高官による発言が相次いでいる（2017年における外資導入に関する政策動向については図表1参照）。

2017年10月、第19回中国共産党大会（以下、「十九大」）が開催され、その開幕式において習近平総書記より、中国の今後の発展性の方向が「強国」化であることが明示された。また現在、中国経済は「新常態」と呼ばれる成熟した経済への移行期に突入し、投資主導から消費主導への成長パターンの転換もある程度の進展を見せている。中国政府による外資政策に対する言及は、中国経済が新たな局面を迎えるなか、今後の発展の方向性を見据え、新時代にふさわしい対外開放政策を模索し、1978年から開始した「改革開放」路線40周年に向け

図表1. 2017年の外資導入に関する政策動向

2017年1月	国務院、『対外開放を拡大し積極的に外資を利用することに関する若干の措置についての通達』（国発［2017］5号）を公布
2017年2月	国家発展改革委員会・商務部、『中西部地区外商投資優勢産業指導目録（2017年改正）』を公布
2017年3月	人的資源社会保障部が2017年3月13日付で『外国人の中国における就業管理規定』を改正
2017年3月	国家外国専門家局・人的資源社会保障部・外交部・公安部が2017年3月28日付で『外国人の訪中就労許可制度の全面的実施に関する通達』（外専発［2017］40号）を公布。2017年4月1日より、中国全土で「外国人訪中就労許可証」の発行を実施すると規定
2017年6月	国家発展改革委員会・商務部、『外商投資産業指導目録（2017年改正）』を公布
2017年6月	国務院、『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（「ネガティブリスト」）（2017年版）』（国弁発［2017］51号）を公布
2017年7月	李克強首相、国務院常務会議でネガティブリスト管理の全国展開、一部の製造業・サービス業における外資出資比率制限の撤廃・緩和などに関する外資導入促進策について言及
2017年7月	商務部、『「外商投資企業の設立および変更届出管理暫定弁法」を改正することに関する決定』（商務部令2017年第2号）を公布
2017年8月	国務院、『外資増加を促進することに関する若干の措置についての通達』（国発［2017］39号）を公布
2017年10月	習近平総書記、第19回中国共産党大会（「十九大」）開幕式における報告において、今後の政策運営における対外開放政策の方針について「全面的な開放の新しい枠組みの形成を推進する」とコメント
2017年10月	商務部の定例記者会見において、十九大開幕式における習近平総書記のコメントにつき、「積極的に外資を利用し国外の先進技術・管理経験・経営理念を導入し、外資の利用の品質・レベルの向上を図るとともに、企業の安定した海外進出を促進する」など、今後の対外開放に係る方針について言及
2017年11月	米トランプ大統領と習近平総書記の首脳会談後、財政部・朱光耀副部長が記者会見において、一部の金融業、製造業において外資による出資比率制限の緩和措置を行うと発表
2017年11月	汪洋副首相、『人民日報』に「全面的な開放の新しい枠組みの形成を推進する」というタイトルで論文を寄稿。十九大以降の対外開放政策に係る政策方針について言及

（資料）関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

着実に布石を打つ姿が読み取れるのではないかと考えられる。

そこで本稿では2017年に発表された外資政策について、そのポイントとなる政策について紹介し、今後の政策に関する展望について概観したい。

『5号通達』の公布と規制緩和措置

上述のように、国務院は2017年1月に外資導入促進に関する指導意見である『5号通達』を公布した。『5号通達』は「対外開放のさらなる拡大」、「公平な競争環境のさらなる整備」、「外資導入業務のさらなる強化」という3つの領域、合計20項目にわたる外資導入促進措置につき定めたものである（詳細は図表2参照）。『5号通達』で示された外資導入促進策については、2月に『中西部地区外商投資優勢産業指導目録』の改正、6月に『外商投資産業指導目録』の改正が実施されたほか、7月には『「外商投資企業の設立および変更届出管理暫定弁法」を改正することに関する決定』（商務部令2017年第2号、以下、『2号令』）が公布され、外商投資企業の設立・変更に関する手続きの簡素化措置の推進が行われるなど、『5号通達』の公布以降、外資導入に関する政策措置が矢継ぎ早に実施されたほか、地方政府も『5号通達』の実施にあわせ、独自の優遇政策を実施している事例も散見される[*1]。

『外商投資産業指導目録』の改正は1995年6月以降、7回目、2年ぶりの改正。国家発展改革委員会・商務部の説明によると、2017年版の『外商投資産業指導目録』は「奨励類」が328項目、2015年版に比べ、6項目の追加、7項目の削除、35項目の改正が行われた。「奨励類」の改正は主に、外資導入による産業高度化が期待でき、「中国製造2025」などの産業振興政策に合致するものなど、中国の実体経済の発展に寄与する業種が含まれるとしている。また、「制限類」、「禁止類」および「奨励類」のうち持分支配・高級管理職について制限のあるものを「外商投資参入ネガティブリスト」（以下、「ネガティブリスト」）に統合している。「ネガティブリスト」は合計63項目（「制限類」35項目、「禁止類」28項目）。2015年版において「ネガティブリスト」に該当する業種は、「奨励類」のうち持分支配・高級管理職について制限のあるものが19項目、「制限類」38項目、「禁止類」36項目の合計93

図表2.『5号通達』の概要

(1)対外開放のさらなる拡大	
①	高い水準での対外開放の推進。『外商投資産業指導目録』および関連する政策法規の改正、サービス業・製造業・採掘業等の領域における外資参入規制の緩和等
②	サービス業の外資参入規制の緩和。金融業、会計監査、建設設計等の業種における外資規制を緩和、電信、インターネット、文化・教育等の領域において段階的な開放を実施
③	製造業・採掘業等における外資参入規制の緩和。軌道交通設備、オートバイの製造、およびオイルシェール・オイルサンド・シェールガス等の鉱物資源に関係する領域における外資規制の緩和
④	外商投資企業は「中国製造2025」戦略に関係する政策措置を内資企業と同水準で享受可能
⑤	外資が法に基づきフランチャイズ形式によりインフラ建設に参与することを支援
⑥	内外資企業、R&Dセンターによる研究開発の協力を支援
⑦	海外高度人材による中国での起業支援
(2)公平な競争環境のさらなる整備	
⑧	公平な競争を確保する外資政策の策定・執行
⑨	政府各部門において内外資企業を統一基準で取り扱い、公平な競争を促進
⑩	内外資企業が公平に中国標準化業務に参与することを促進
⑪	政府調達の改革、制度の透明化の促進。外商投資企業が中国国内で生産した製品について平等に取り扱い、政府調達の競売等に内外資企業が公平に参加することを促進
⑫	外商投資企業の知的財産権の保護を厳格化
⑬	外商投資企業の資金調達方法の多様化を支援。外商投資企業によるメインボード、中小企業ボード、創業ボードでの上場、新三板での登録、社債の発行等を奨励
⑭	外商投資企業の登録資本制度改革の推進。内外資企業の統一した登録資本制度を着実に実行
(3)外資導入業務のさらなる強化	
⑮	地方政府による法的権限内における外資優遇政策の策定の奨励、外資権益保護の強化
⑯	中西部地域、東北地域における外資による産業移転の奨励。『中西部地区外商投資優勢産業指導目録』の改正、中西部地域・東北地域における外商投資産業の範囲拡大
⑰	外商投資プロジェクトにおける土地供給における支援
⑱	多国籍企業による外貨・人民元建て資金集中運営管理の推進。多国籍企業による地域本部等の設立を奨励
⑲	外商投資企業の外債管理を改善。内外資企業における統一した外債管理を実施し、外商投資企業の国外からの資金調達能力および利便化措置の向上
⑳	外商投資管理体制改革の推進。参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理モデルを全面的に実施し、外商投資プロジェクト管理プロセスおよび外商投資企業の設立・変更管理プロセスを簡素化

（資料）関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

項目であったことから、2017年版では「ネガティブリスト」は30項目減少し、会計監査・信用調査などのサービス業、新エネルギー自動車の充電式動力電池やオートバイなどの製造業、採鉱業において規制緩和が実施され、外資企業と内資企業とを同等に扱う「参入前内国民待遇」に関する措置が進展したことになる[*2]。

7月に公布・施行された『2号令』は、2016年10月より実施している『外商投資企業の設立および変更届出管理暫定弁法』（商務部令［2016］3号、以下、『3号令』）を改正したもの。『3号令』は外商投資企業の設立・変更手続につき、約30年にわたり実施されていた審査・批准管理の簡素化を図ったもので、「ネガティブリスト」に該当しない場合は、届出管理に移行し、大幅な規制緩和を実施した。『2号令』では、『3号令』において届出管理の対象外としていた「外国投資家による非外商投資企業の買収」および「外国投資家による上場会社に対する戦略投資」についても届出管理の対象とすると明記している。『2号令』の実施により、外商投資企業の設立・変更手続きにおける規制緩和がより一層進展したことになる。なお外商投資企業の設立については、2017年7月28日に開催された国務院常務会議において、李克強首相は「外資企業の商務届出と工商登記に対して"単一窓口、単一書式"による受理を推進する」とコメントした。現在、外商投資企業の設立・変更時には、商務主管部門および工商行政管理部門という2つの行政部門における届出および登記手続きが必要であるが、将来的にその手続きも一本化され、簡素化される可能性もある点には留意する必要があるであろう。

『39号通達』における外資導入促進策

『5号通達』の公布にともない、外資に関する各種規制緩和政策が実施された後、国務院は2017年8月に外資導入をさらに促進することを目的として『39号通達』を公布した。『39号通達』は「外資参入制限のさらなる削減」、「財政・税務支援政策の策定」、「国家級開発区の総合的投資環境の整備」、「人材出入国の利便化」、「ビジネス環境の最適化」という5領域、22項目における外資導入政策について定めたものである（詳細は図表3参照）。特筆すべきは、「外資参入制限のさらなる削減」の「② 市場参入の対外開放範囲の拡大」において、専用車・新エネルギー車などの製造業、インターネットサービス営業所・コールセンターなどの電信業、銀行・証券・保険などの金融業といった、これまで外資の参入につき制限を設けていた合計12業種に関して、「対外開放を推進し、対外開放のスケジュール、ロードマップを明確化する」と規定した点である。国務院レベルで外資に対する規制緩和に対してスケジュール・ロードマップを策定すると明示することは極めて異例。従来は外資参入が厳しく制限されていた業種においても、「参入前内国民待遇」に関する措置が進展することが期待される。また「財政・税務支援政策の策定」では外資に対する税務上の減免措置について言及し、「外国投資家が中国国内居住者企業から分配された利益を使用して奨励類投資プロジェクトに直接、投資する場合に所定の条件を満たすときは繰延納税政策を実行し、源泉所得税を暫時、徴収しない」と規定。外国投資家が中国子会社から受け取る配当金を利用して、中国国内で再投資を行う場合に、源泉所得税の繰延が可能となる方針を打ち出した。ただし源泉所得税の措置については具体的な措置が発表されていないことから、関係当局による今後の政策の具体化が待たれるところである。また条件を満たす技術先進型サービス企業に対して企業所得税を25％から15％に引き下げる優遇措

図表3.『39号通達』の主要項目

(1)外資参入制限のさらなる削減	
①	参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理モデルの全面的実施
②	市場参入の対外開放範囲の拡大
(2)財政・税務支援政策の策定	
③	国外投資家による中国での投資拡大継続の奨励
④	サービス貿易構造の合理化に対する外資の積極的役割の促進
⑤	外資利用と対外投資の結合を促進
⑥	多国籍企業による中国での地域本部設立を奨励
⑦	外資の中西部地区および東北旧工業地区への移転を促進
⑧	重大資本導入プラットフォームによるインフラ・重大プロジェクトの建設を支援
(3)国家級開発区の総合的投資環境の整備	
⑨	国家級開発区に対して投資管理権限を十分に付与
⑩	国家級開発区におけるプロジェクトの実現を支援
⑪	国家級開発区の資本導入余地を拡大
⑫	国家級開発区の産業関連サービス能力の向上を支援
(4)人材出入国の利便化	
⑬	外国人材誘致制度の整備
⑭	国際ハイエンド人材の積極的誘致
(5)ビジネス環境の最適化	
⑮	外資法律体系の速やかな改善
⑯	外商投資サービス水準の向上
⑰	国外投資家利益の自由な対外送金の保障
⑱	外商投資企業に関する管理情報の共有および業務協同の推進
⑲	国内企業最適化の再編に対する外資参入の奨励
⑳	外商投資企業の知的財産権保護の改善
㉑	研究開発環境の国際競争力の向上
㉒	外資政策の安定性、一貫性の維持

（資料）関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

置についても、31のモデル都市から全国に展開すると明確化[*3]。従来は製造業のハイテク企業のみに認められていた15％の企業所得税優遇策が、サービス業にも展開されたことは注目に値するであろう。

中国は従来、高い経済成長や低廉な製造コストなどを背景として、外資の導入を促進してきた。しかし近年、中国は高成長への回帰を目指すのではなく、経済の構造調整を進め、安定した経済成長維持を目指す「新常態」という成熟した経済に移行している。また中国政府は投資主導型からサービス業などを中心とする消費主導型の成長モデルへの構造転換を図るなか、外資導入においても、従来とは異なる措置の必要性に迫られたものと考えられる。そこで外資にとっても魅力のあるビジネス環境の整備を行ったうえ、将来的に中国での成長が期待される高付加価値の業種における外資の利用を促進し、「中国製造2025」などの産業政策に合致する業種において外資進出を奨励することにより、中国の産業構造のレベルアップを図り、技術・産業面でも「強国」化を実現しようとする姿勢が見て取れるのではないかと考えられる。

米中首脳会談における対外開放政策の方針

2017年11月に米トランプ大統領と習近平総書記の首脳会談が実施された際、中国の対外開放政策の一環として、一部の金融業、自動車産業において外資による出資比率制限の緩和措置を行うと発表された。『39号通達』において対外開放のスケジュール、ロードマップを示すといわれていた12業種のうち、専用車・新エネルギー車製造および銀行・証券・保険業については、その方針が明確化されたことになる。そこで本節では業種別の規制緩和措置と今後の政策展望について概観したい。

図表4. 従前の自動車製造業における主な外資参入規制

国家発展改革委員会 **『自動車産業発展政策』** **（国家発展改革委員会令第8号2004年5月公布、2009年9月改正）** 第48条　自動車完成車、専用車、農業用運送車およびオートバイの中外合弁生産企業の中国側持分は50％を下回ってはならない。株式が上場している自動車完成車、専用車、農業用運送車およびオートバイの株式会社が対外的に法人株式を売却する場合、中国側法人の1つは相対的に株式を支配し、かつ外資法人株の和を上回らなければならない。同一の外国投資家は国内に2社（2社を含む）以下の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができ、中国側の合弁パートナーとともに国内のその他の自動車生産企業を合併する場合には2社という制限を受けないことができる。国外の法人格を有する企業が別の企業の株式を相対的に支配する場合、同一の外国投資家と見なす
国家発展改革委員会　商務部 **『外商投資産業指導目録』（2015年改正）** **【制限類】三.製造業　11.自動車、専用車、オートバイ製造** 中国側出資比率は50％を下回らず、同一の外資は国内で2社以下（2社を含む）の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。中国側合弁パートナーと共同して国内のその他の自動車生産企業を合弁する場合は2社の制限を受けなくてもよい

（資料）関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

図表5. 2017年における自動車製造業に関する外資規制緩和についての主な措置

2017年4月	工業情報化部・国家発展改革委員会・科学技術部『自動車産業中長期発展計画』（工信部聯装［2017］53号）を公布。自動車製造業における外資参入につき、「内外資投資管理制度を改善し、段階的に合弁企業の出資比率制限を開放する」とし、自動車製造業における合弁比率規制を緩和する可能性について言及
2017年6月	国家発展改革委員会・工業情報化部『自動車投資プロジェクト管理を改善することに関する意見』（発改産業［2017］1055号）を公布。第六条において「『自動車産業発展政策』における中外合弁自動車企業の投資プロジェクトに係る認可および中外合弁企業数に関する規定は伝統的なガソリン車およびディーゼル車のみに適用し、中外合弁による全電動自動車企業の新設に係る投資プロジェクトは『全電動自動車企業新設管理規定』の規定に基づき処理する」と規定。外国投資家が全電動自動車企業を新設する場合には、『全電動自動車企業新設管理規定』第6条に定める「新設企業の投資プロジェクトの投資総額と生産規模は『自動車産業発展政策』の最低条件の制限を受けず、投資者が自主的に決定することができる」という規定に基づき、合弁会社2社以内という制限を受けない旨、明確化
2017年6月	国家発展改革委員会・商務部『外商投資産業指導目録』（2017年改正）を公布。自動車製造業は制限類に分類されているものの、「全電動自動車の完成車製品を生産する合弁会社を設立する場合は2社の制限を受けなくともよい」と規定。全電動自動車企業を新設する場合には、合弁会社2社以内という制限を受けない旨、明確化
2017年8月	商務部『39号通達』を公布。新エネルギー車製造などの12業種につき、「対外開放を推進し、対外開放のスケジュール、ロードマップを明確化する」と規定。将来的な規制緩和を示唆
2017年11月	2017年11月9日に行われた米中首脳会談において、中国の開放政策の一環として2018年6月までに、自由貿易試験区で専用車や新エネルギー自動車製造事業の外資出資率の制限を緩和する政策を試験的に実施すると表明

（資料）関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

(1)自動車産業

2017年10月、米テスラ社が上海自由貿易試験区において、独資で新エネルギー自動車の生産を予定していると報道された。商務部はこの報道に対し、2017年10月26日の定例記者会見において「現在、テスラ社は上海市政府の関連部門と交渉中であると聞いている」とコメントした。従来は合弁が義務づけられていた自動車製造業において、独資での進出可能性が浮上した。この直後に行われた米中首脳会談の場において、2018年6月までに、自由貿易試験区において専用車および新エネルギー自動車における外資出資率の制限を試験的に撤廃するとし、新エネルギー車製造において、外資による独資進出の道が開かれたことになる。

中国政府は近年、自動車製造業における外資政策、特に新エネルギー車製造業に関する外資参入に対して、規制緩和を進めている（詳細は図表4、図表5参照）。

また現在、中国の自動車産業は政策転換の真っただ中にある。特に新エネルギー車については、国家製造強国戦略諮詢委員会が2015年9月に発表した『中国製造2025重点分野技術ロードマップ』において、2025年までに中国における新エネルギー車の販売台数が自動車市場の総需要の20％以上、自主ブランド新エネルギー車のシェアが80％以上を達成といった目標を設定するなど、新エネルギー車の普及を目指す方針を明確化。さらに2017年9月には工業情報化部が乗用車の製造企業または輸入企業に対して一定の比率の新エネルギー車を取り扱うよう義務づける規定を公布するなど[*4]、中国政府は新エネルギー車製造を奨励する方向に大きく舵を切りつつある。新エネルギー車奨励策が相次いで実施されるなか、上述のように外資参入に係る規制緩和も徐々に進展している。一方、ガソリン車やディーゼル車に対しては、将来的に生産・販売を禁止する方向で検討しているとする政府高官の発言があるなど、新たな自動車産業における施策が発表される可能性もあるため、外資企業は中国当局の動向にあわせた対応をとる必要性がますます高まっているのではないかと考えられる。

(2)金融業

米中首脳会談では金融業につき、証券、ファンド、先物取引会社における外資出資比率の上限を51％まで引き上げ、中資商業銀行、金融資産管理会社、生命保険分野でも参入規制を緩和すると明らかにした(図表6参照)。

中国では外資による金融業参入に対して、厳格な批准、審査を実施してきた。このたび、規制緩和の方針が表明されたものの、具体的な方向性については今後の関係当局による見解を待つ必要があるであろう[*5]。

また今後は、自動車製造や金融業のほか、『39号通達』でロードマップが示されたインターネットサービス営業所やコールセンターといった電信業などにおける規制緩和措置についても注視する必要があるであろう。

図表6. 金融業における規制緩和措置

業種	現行規定	規制緩和内容
証券会社 ファンド管理会社 先物会社	上場証券会社: ・単独の外国投資家の出資比率は20％を超えてはならない ・外国投資家全体の出資比率は25％を超えてはならない 非上場証券会社・ファンド管理会社・先物会社:外国投資家の出資比率は49％を超えてはならない	・外国投資家の出資比率は51％まで緩和 ・3年後、外国投資家の出資比率制限を撤廃
中資商業銀行 金融資産管理会社	・単独の外国投資家の出資比率は20％を超えてはならない ・外国投資家全体の出資比率は25％を超えてはならない	出資比率に関する規制の内外資統一
生命保険会社	外国投資家の出資比率は50％を超えてはならない	・3年後、外国投資家の出資比率は51％まで緩和 ・5年後、外国投資家の出資比率制限を完全廃止

(資料)関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

外資政策に関する今後の展望

習近平総書記は十九大の開幕式の報告において、今後の政策運営における対外開放政策の方針について「全面的な開放の新しい枠組みの形成を推進する」とコメントした。この点につき、汪洋副首相は2017年11月10日付の『人民日報』において「全面的な開放の新しい枠組みの形成を推進する」というタイトルの論文を寄稿。当該論文では「中国は対外開放の基本国策を堅持する」とし、「わが国が日増しに世界の舞台の中心に近づくにつれ、国際社会は中国が国際情勢においてさらに多くの役割を担い、グローバルな問題においてさらに多くの責任を負うことを期待している」とし、世界のなかで高まりつつある中国の存在感を背景に、大国意識をのぞかせつつ、十九大以降の対外開放政策の方針について論述している。外資導入については、「積極的かつ有効に外資を利用することは便宜的な策ではなく、長期的に堅持する戦略方針でなければならない」とし、「単純に海外から資金を獲得するのではなく、外資に搭載された先進技術、経営理念、マネジメント経験、市場機会等を導入することにより、中国企業をグローバルなサプライチェーン、バリューチェーン等に組み入れることが重要である」という方針を明示している。

十九大において今後の発展の方向性が「強国」化であるという方針が示され、外資導入の品質向上が目標として掲げられるなか、ハイエンド・高付加価値産業などの中国政府の産業政策に合致し、中国企業の成長に寄与する業種・外国企業には奨励策を出して誘致するという、選別的な外資導入政策の方向性がより進展する可能性がある。

また当該論文では『39号通達』であげられたビジネス環境の整備についても言及している。世界的に外資誘致競争が激化するなか、グローバルな競争に打ち勝てる投資環境整備が必要との意識のもと、公平な競争を促

進し、安定性、透明性を有したビジネス環境を構築することも強化するという方針を明確にしている。ビジネス環境整備の一環としてあげられているのは外商投資環境・管理体制の改善である。そこで注目されるのが2015年に商務部より発表された『外国投資法（草案）』の進捗状況である。

商務部は2017年11月の定例記者会見において、「現在、商務部は社会各業界から十分に意見を聴取し、『外国投資法』の審議案を国務院に提出した。我々は国務院法制弁公室等の関連部門と協力し、立法審議の関連業務を行う。『外国投資法』を新たな外資投資の基本法として、我が国の外資管理体制を改革し、参入前内国民待遇およびネガティブリスト管理制度を全面的に実施し、外国投資家の合法的権益を確実に保護する」とコメントした。汪洋副首相の論文においても、「内外資の法律法規の統一を加速し、新たな外資投資の基本法を制定する」という方針が強調されていることから、将来的に現行の外資三法が『外国投資法』に集約され、正式に公布される可能性も否定できない。

ただし「『5号通達』の公布と規制緩和措置」で述べたように、2016年の『3号令』、2017年の『2号令』の施行により、外商投資企業の設立・変更手続きは「ネガティブリスト」を除き、原則、届出制に移行し、すでに一定の規制緩和が実現している。また『外国投資法』の制定には商務部のほか、関係する当局が複数あるため、今後、『外国投資法』の制定に関する方向性がどのように確定するのか、注視していく必要があるであろう。

＊1 国家発展改革委員会のHP上では『5号通達』の進捗状況について紹介している
http://wzs.ndrc.gov.cn/gzdt/201707/t20170707_854125.html
＊2 ただし「送電網の建設および経営」など、奨励類に分類されているものの、ネガティブリストにも該当する項目については、「奨励類政策を享受するものの、同時に関連する参入規定を遵守する」としており、留意が必要である
＊3 本措置については、財政部、国家税務総局、科学技術部、国家発展改革委員会が連名で『技術先進型サービス企業の所得税政策を全国に展開し実施することに関する通達』（財税[2017]79号）を公布し、企業所得税の優遇措置が享受可能な企業に関する具体的な条件等について規定している
＊4 新エネルギー車に関する比率規制は、2019年以降に実施予定
＊5 中国銀行行監督管理委員会は2017年12月13日、公式HP上に発表した声明において、「民営銀行以外の中資銀行および金融資産管理会社の外資出資比率制限を緩和し、内外資に対して統一した出資比率規制を実施する」とし、出資比率制限を緩和する方針について明確にした。また今後の対外開放政策の方向性として、①外資銀行のビジネスモデルに係る選択範囲の拡大、②外資銀行の業務経営範囲の拡大、③監督管理規則の最適化の3点をあげ、銀行業における対外開放を積極的かつ着実に推進するとともに、金融システムの安定を維持し、システミックリスク回避のベースラインを確立すると表明した